



大好き かたびら

http://www.edu.city.yokohama.jp/sch/es/katabira

横浜市立帷子小学校
学校だよりNo.7 11月号
令和4年10月31日
横浜市保土ヶ谷区
川辺町65-1
Tel.045-335-5896

子どもたちのインターネット利用環境

児童支援専任 吉田 優斗

前期が終わり、10月11日（火）より後期が始まりました。15日（土）にはカルガモ運動会を行いました。皆様からたくさんの温かいご声援をいただき、ありがとうございました。後期も感染拡大防止対策を行いながら、子どもたちの成長に向けて職員一同教育活動に取り組んでいきます。保護者・地域の皆様には、引き続き本校の教育活動にご理解・ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

内閣府より、『令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査』の結果が公表されています。調査結果によると、小学生のインターネット利用率は96.6%となっています。今や、ほとんどの児童にとって、インターネットがある生活は当たり前となっています。自分専用のスマートフォンを持っている小学生が60.2%、自分専用のゲーム機を持っている小学生も45.8%に上ります。

では、子どもたちはどのようなことでインターネットを利用しているのでしょうか。次の表は、小学生のインターネット利用内容をまとめたものです。

【小学生のインターネット利用内容】

コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図 （ナビゲーション）	音楽 視聴	動画 視聴	読書	マンガ	ゲーム	ショッピング （オンライン）	勉強 学習 知育	撮影 制作 記録	その他
46.4	15.5	59.8	16.2	47.3	76.9	3.5	9.9	61.2	2.4	17.2	20.2	1.2

[単位：%]

コミュニケーションとしての利用は46.4%です。インターネットを利用している児童の約半数がコミュニケーションツールとしてインターネットを活用していることとなります。本調査では、「投稿やメッセージ交換をする（メールやチャットを含む）」という項目で示されています。LINE、Twitter、Instagram、Facebook等のSNSアプリもこれに含まれます。

インターネットは、正しく扱えばとても便利な道具です。インターネット上の世界には、子どもたちにとって役立つ情報がたくさんあります。一方で、悪影響を及ぼす不適切な情報も数多く存在します。誤った使い方によって、気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまったり、何気ない一言から自分も他人も傷付けてしまったりなど、様々なトラブルが生じる危険もあります。近年は、SNSに起因する誘い出しや、誹謗中傷による慰謝料請求など、犯罪加被害につながる事案も増加しています。

併せて内閣府が示している「ネットの危険から子どもを守るために保護者ができる3つのポイント」を紹介します。

- お子様のスマートフォン等の利用状況を把握するために、ペアレンタルコントロールを活用しましょう
- 不適切な情報や危険な出会い等を防ぐために、フィルタリングを賢く利用しましょう
- 家庭のルールをお子様と一緒に作り、成長とともに少しずつ見直していきましょう

さて、主に子どもたちが使いそうなコミュニケーションアプリにも、年齢制限があることをご存じでしょうか。Twitter、Instagram、TikTok、Facebook等のSNSは13歳以上となっています。LINE自体には年齢制限がありませんが、携帯電話各社の小学生向けのフィルタリングにはLINEのダウンロードを制限するものが多いです。YouTubeは18歳以上の利用者が年齢制限を設定することができ、18歳未満の視聴に対して制限をかけることができます。また、13歳以下に対しては、動画の投稿等ができるアカウントの作成自体を禁止しています。人気の無料オンラインゲームでも対象年齢が定められており、小学生も対象に含まれる【A(全年齢対象)】に定められているものはごく僅かです。

制限はあっても、簡単にダウンロードし、利用できてしまいます。しかし、制限があるものには必ず制限されるだけの理由があります。子どもたちを危険から守るために、ご家庭でも再度インターネットの利用について、お子様と丁寧に話し合ってください。ご協力をお願いいたします。